

川崎市上下水道局入江崎水処理センター広報施設見学実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市上下水道局（以下「局」という。）入江崎水処理センター広報施設（以下「施設」という。）の見学（以下「見学」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(見学日時)

第2条 見学日は、川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日及び水曜日を除く日とし、見学時間は午前8時45分から午後4時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、入江崎水処理センター所長（以下「所長」という。）が必要あると認めるときは、見学日又は見学時間を変更することができる。

(見学の申込)

第3条 原則として、見学を希望する者はあらかじめ電話で予約した上で、施設見学申込書（別記様式）又は川崎市簡易版電子申請サービス（市の機関等に係る申請等の受付を行うための電子情報処理組織で総務企画局デジタル化施策推進室が所管する汎用受付サービス）により見学申込に必要な情報を所長に提出しなければならない。

(見学の中止)

第4条 所長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、見学を中止することができる。

(1) 見学者が偽りその他不正な方法により見学の申込をしたことが明らかとなった場合

(2) 見学者が見学の目的を逸脱した場合

(3) 見学者が第6条に規定する遵守事項に違反した場合

(4) 施設の管理上、見学をすることで支障が生じる場合

2 所長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者については、施設への入場を禁止し、又は退場させることができる。

(1) 泥酔者等他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者

(2) 危険な物品を携帯し、又は動物を伴う者（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を同伴する身体障害者を除く。）

(3) 施設の管理上支障があると施設の職員に判断された者

(4) その他見学の実施に支障を及ぼすおそれのある者

（局の職員の同行）

第5条 見学は、局の職員が同行し、施設についての説明を行うものとする。

（見学遵守事項）

第6条 見学者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備又は展示品を滅失、破損又は汚損しないこと。

(2) 指定の場所以外に立ち入らないこと。

(3) 施設内及び見学ルートで喫煙をしないこと。

(4) 発生したごみを持ち帰ること。

(5) その他局の職員が指示すること。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

施設見学申込書

年 月 日

（宛先）上下水道局下水道部
入江崎水処理センター所長

当施設は事前予約が必要です。

※事前予約をされましたか？

予約された方はチェック⇒□

お問い合わせ先

TEL：044-287-5214

団体名 _____

代表者 住所 _____

氏名 _____

連絡担当者 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

施設見学を、次のとおり申し込みます。

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分					
施設名	川崎市上下水道局入江崎水処理センター広報施設 「ワクワクアクア」					
見学希望人数	合計 人	内 訳	大人 人	大学生 人	高校生 人	人
来庁方法	バス（観光・路線・スクール）____台、自家用車____台、 その他（ ）					
見学目的						
その他 〔見学についての 御要望など〕						
施設見学を知った きっかけは何ですか ※該当する項目を チェックしてください	<input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 川崎市で発行している広報誌等 <input type="checkbox"/> 家族や友人から聞いた <input type="checkbox"/> その他（ ）					

御提出いただいた個人情報は、見学に関すること以外には使用しません